

令和7年度

新濃尾（二期）地区

新木津用水路小牧久保一色工区その8工事

特 別 仕 様 書  
(第1回変更)

項 目	内 容																		
第1章 総則	<p>新濃尾（二期）地区新木津用水路小牧久保一色工区その8工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>																		
第2章 工事内容 1. 目的  2. 工事場所  3. 工事概要   4. 工事数量	<p>本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路の改修を行うものである。</p> <p>愛知県小牧市久保一色及び久保一色南地内</p> <p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>施工延長 L=48.100m</p> <p>測点 No. 29+30.692 ～ No. 29+78.792</p> <p>内訳：</p> <table border="0" data-bbox="628 797 1362 1012"> <tr> <td>水路工</td> <td>L=48.100m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレキャストL形水路</td> <td></td> <td>L=48.100m</td> </tr> <tr> <td>付帯工</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構造物撤去工</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>復旧工</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </table> <p>別紙「工事数量表」のとおりである。</p>	水路工	L=48.100m		プレキャストL形水路		L=48.100m	付帯工	1式		構造物撤去工	1式		復旧工	1式		仮設工	1式	
水路工	L=48.100m																		
プレキャストL形水路		L=48.100m																	
付帯工	1式																		
構造物撤去工	1式																		
復旧工	1式																		
仮設工	1式																		
第3章 施工条件 1. 工程制限  2. 工 期   3. CORINSへの登録  4. 工事期間中の休業日	<p>水路内工事は、令和7年10月1日以降を予定している。</p> <p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている235日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。</p> <p>また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和8年3月26日（工事完了期限日）まで</p> <p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。</p> <p>工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。</p>																		

項 目	内 容															
5. 施工しない時間帯	<p>なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。</p> <p>原則、平日の午後5時から午前8時まで。          なお、気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>															
6. 現場技術員	<p>本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。</p>															
第4章 現場条件																
1. 土 質	<p>本工事の施工場所の土質は、「礫質土及び砂質土」を想定している。</p>															
2. 関連工事	<p>本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th> <th>施工予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新木津用水路小牧久保一色工区その2工事</td> <td>令和7年6月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧久保一色工区その4工事</td> <td>令和7年6月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧岩崎工区その4工事</td> <td>令和6年6月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td>新木津用水路小牧岩崎工区その8工事</td> <td>令和7年6月 ～令和8年3月</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	施工予定時期	新木津用水路小牧久保一色工区その2工事	令和7年6月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧久保一色工区その4工事	令和7年6月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧岩崎工区その4工事	令和6年6月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧岩崎工区その8工事	令和7年6月 ～令和8年3月					
工 事 名	施工予定時期															
新木津用水路小牧久保一色工区その2工事	令和7年6月 ～令和8年3月															
新木津用水路小牧久保一色工区その4工事	令和7年6月 ～令和8年3月															
新木津用水路小牧岩崎工区その4工事	令和6年6月 ～令和8年3月															
新木津用水路小牧岩崎工区その8工事	令和7年6月 ～令和8年3月															
3. 第三者に対する措置																
(1) 騒音及び振動対策	<p>1) 騒音及び振動の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。          また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。</p> <p>2) 本工事の施工に当たっては、騒音及び振動を防止するため家屋が近接する箇所において、次による対策工法を想定している。          なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上、施工しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>対 策 工 法</th> <th>備考(作業時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート取壊し</td> <td>圧砕工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>舗装版破碎</td> <td>圧砕工法</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板圧入</td> <td>油圧圧入工法(硬質地盤)</td> <td>8時～17時</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板引抜</td> <td>油圧圧入工法(硬質地盤)</td> <td>8時～17時</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、事前に振動及び騒音の計測を行うものとし、工法等、変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>4) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時	舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時	鋼矢板圧入	油圧圧入工法(硬質地盤)	8時～17時	鋼矢板引抜	油圧圧入工法(硬質地盤)	8時～17時
工 種	対 策 工 法	備考(作業時間)														
コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時														
舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時														
鋼矢板圧入	油圧圧入工法(硬質地盤)	8時～17時														
鋼矢板引抜	油圧圧入工法(硬質地盤)	8時～17時														
(2) 構造物切断工に伴う汚濁水処理	<p>コンクリート及び舗装切断時に発生する排水(汚泥)は、直接現場外に排水することなく、工業用掃除機等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。</p>															

項 目	内 容																				
(3) 濁水処理対策	<p>汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。</p> <p>なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																				
(4) 防塵対策	<p>防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。</p> <p>なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p>																				
(5) 保安対策	<p>1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。</p> <p>2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者及び所轄警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="547 846 1445 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="547 846 948 909">配置場所</th> <th data-bbox="948 846 1078 909">交通誘導警備員</th> <th data-bbox="1078 846 1177 909">編成</th> <th data-bbox="1177 846 1289 909">昼夜別</th> <th data-bbox="1289 846 1445 909">交代要員の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="547 909 948 972">右岸側 通行止め区間、鋼矢板打設及び引抜時</td> <td data-bbox="948 909 1078 972">2名/日</td> <td data-bbox="1078 909 1177 972">1名</td> <td data-bbox="1177 909 1289 972">昼間</td> <td data-bbox="1289 909 1445 972">無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 972 948 1012">左岸側 通行止め区間</td> <td data-bbox="948 972 1078 1012">1名/日</td> <td data-bbox="1078 972 1177 1012">1名</td> <td data-bbox="1177 972 1289 1012">昼間</td> <td data-bbox="1289 972 1445 1012">無</td> </tr> <tr> <td data-bbox="547 1012 948 1055">寺西仮置場</td> <td data-bbox="948 1012 1078 1055">1名/日</td> <td data-bbox="1078 1012 1177 1055">1名</td> <td data-bbox="1177 1012 1289 1055">昼間</td> <td data-bbox="1289 1012 1445 1055">無</td> </tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	右岸側 通行止め区間、鋼矢板打設及び引抜時	2名/日	1名	昼間	無	左岸側 通行止め区間	1名/日	1名	昼間	無	寺西仮置場	1名/日	1名	昼間	無
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無																	
右岸側 通行止め区間、鋼矢板打設及び引抜時	2名/日	1名	昼間	無																	
左岸側 通行止め区間	1名/日	1名	昼間	無																	
寺西仮置場	1名/日	1名	昼間	無																	
(6) 交通対策	<p>1) 工事期間を通じて、水路右岸側沿いの道路（工事区間）について、一般車両は通行止めを計画している。</p> <p>2) 仮設土留工の鋼矢板圧入・引抜作業については、水路沿いの市道を通行止めにするを想定している。</p> <p>3) 通行止めとなる区間は家屋が隣接しており、車両の出入り及び歩行者の通行のための解放が必要である。</p> <p>4) 道路管理者及び小牧警察署との協議調整により、この計画を変更する場合がある。</p> <p>5) 上記1)～3)により難しい場合は監督職員と協議するものとする。</p>																				
4. ゴミ処理対策	<p>本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。</p>																				
5. 環境配慮対策	<p>工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。</p> <p>ただし、特定外来生物は、殺処分を行い適正に処分するものとする。</p>																				
第5章 指定仮設																					
1. 一般事項	<p>本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。</p> <p>なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。</p>																				
2. 上流施工ヤード及び水路内進入路	<p>1) 受注者は、設計図面に基づき、上流施工ヤード及び水路内進入路を整備しなければならない。</p> <p>2) 整備した上流施工ヤード及び水路内進入路は、工事期間中における補修・維持管理及び工事完了後の撤去は、全て受注者の責任において実施しなければならない。</p>																				

項 目	内 容																					
3. 工事用進入路	<p>なお、下記7. 仮廻し水路に示す現場内の流下に伴い生じた補修については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 既設水路内へ盛土を行う際は、既設構造物に損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。</p> <p>なお、追加の対策が必要となった場合は、監督署員と協議するものとする。</p> <p>工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来たさないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。</p> <p>また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																					
4. 水替工	<p>工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替えを行うものとし、監督職員に稼働実績を報告するものとする。</p> <p>なお、設置箇所及び排水ポンプの規格は次の通り想定している。</p> <p>No. 28+80付近 <u>φ50mm 1台</u></p> <p>No. 29+20付近 <u>φ50mm 1台</u></p>																					
5. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地	<p>1) 土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>採取予定量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寺西仮置場</td> <td>愛知県小牧市寺西地内</td> <td>840m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。</p> <p>2) 流用土仮置場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び仮置き予定量は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>仮置き予定量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寺西仮置場</td> <td>愛知県小牧市寺西地内</td> <td>1,290m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>搬出予定量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寺西仮置場</td> <td>愛知県小牧市寺西地内</td> <td>1,100m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>田楽町仮置場</td> <td>愛知県春日井市田楽町字北植田地内</td> <td>2,500m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本受入地以外の受入地を追加する場合は、その名称及び搬出予定量等を指示するものとする。</p>	名 称	所 在	採取予定量	寺西仮置場	愛知県小牧市寺西地内	840m <sup>3</sup>	名 称	所 在	仮置き予定量	寺西仮置場	愛知県小牧市寺西地内	1,290m <sup>3</sup>	名 称	所 在	搬出予定量	寺西仮置場	愛知県小牧市寺西地内	1,100m <sup>3</sup>	田楽町仮置場	愛知県春日井市田楽町字北植田地内	2,500m <sup>3</sup>
名 称	所 在	採取予定量																				
寺西仮置場	愛知県小牧市寺西地内	840m <sup>3</sup>																				
名 称	所 在	仮置き予定量																				
寺西仮置場	愛知県小牧市寺西地内	1,290m <sup>3</sup>																				
名 称	所 在	搬出予定量																				
寺西仮置場	愛知県小牧市寺西地内	1,100m <sup>3</sup>																				
田楽町仮置場	愛知県春日井市田楽町字北植田地内	2,500m <sup>3</sup>																				
6. 金属類受入地	<p>本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示すとおり確保しており、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。</p> <p>なお、金属類は受入地に搬出する前に重量を量り、その結果を工事現場発生材報告書と併せて監督職員に報告するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在</th> <th>搬出予定金属類</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小牧下末仮置場</td> <td>小牧市下末地内</td> <td>フェンス類等</td> <td>撤去物</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等	撤去物													
名 称	所 在	搬出予定金属類	摘要																			
小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等	撤去物																			
7. 仮廻し水路	<p>仮廻し水路については、高密度ポリエチレン管を使用することとしている。仮廻し流量は<math>Q=1.343\text{m}^3/\text{s}</math>とし、これを超える場合は仮設排水路から現場内へ流下させることとする。</p> <p>この場合の現場内排水のため、<u>上記4. 水替工に示す排水ポンプの他、排水ポンプφ200mm1台、φ150mm1台による水替を計画する。</u></p> <p>また、排水ポンプについて、現場状況により規模等を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、稼働実績を報告するものとする。</p>																					

項 目	内 容																																								
8. 土留工	設計図面に基づき、自立式鋼矢板土留工を施工するものとしている。 打設及び引抜は、油圧圧入工法（硬質地盤：ノンステージ工法）によるものとし、打設については、 <u>過年度打設した鋼矢板からの施工を計画している。</u>																																								
第6章 工事用地等																																									
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。																																								
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。																																								
3. 境界杭等	既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとし、境界杭を撤去した場合には、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。																																								
第7章 貸与設備等																																									
1. 貸与品	貸与品は、次のとおりである。																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td> <td>t=22, 1,524×6,096</td> <td>枚</td> <td>52</td> <td>寺西仮置場</td> </tr> <tr> <td>高密度ポリエチレン管</td> <td>φ1350、ダブル構造</td> <td>m</td> <td>58</td> <td>小牧下末仮置場</td> </tr> <tr> <td>高密度ポリエチレン管曲管</td> <td>φ1350、ダブル構造、90°</td> <td>個</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>高密度ポリエチレン管継手</td> <td>φ1350</td> <td>個</td> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>高密度ポリエチレン管</td> <td>φ400、ダブル構造</td> <td>m</td> <td>138</td> <td>寺西仮置場</td> </tr> <tr> <td>高密度ポリエチレン管継手</td> <td>φ400</td> <td>個</td> <td>34</td> <td>寺西仮置場</td> </tr> <tr> <td>鋼矢板</td> <td>Ⅲ型、L=8.0m</td> <td>枚</td> <td>12</td> <td>R6年度施工</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	規 格	単 位	数 量	備 考	敷鉄板	t=22, 1,524×6,096	枚	52	寺西仮置場	高密度ポリエチレン管	φ1350、ダブル構造	m	58	小牧下末仮置場	高密度ポリエチレン管曲管	φ1350、ダブル構造、90°	個	削除	削除	高密度ポリエチレン管継手	φ1350	個	削除	削除	高密度ポリエチレン管	φ400、ダブル構造	m	138	寺西仮置場	高密度ポリエチレン管継手	φ400	個	34	寺西仮置場	鋼矢板	Ⅲ型、L=8.0m	枚	12	R6年度施工
品 名	規 格	単 位	数 量	備 考																																					
敷鉄板	t=22, 1,524×6,096	枚	52	寺西仮置場																																					
高密度ポリエチレン管	φ1350、ダブル構造	m	58	小牧下末仮置場																																					
高密度ポリエチレン管曲管	φ1350、ダブル構造、90°	個	削除	削除																																					
高密度ポリエチレン管継手	φ1350	個	削除	削除																																					
高密度ポリエチレン管	φ400、ダブル構造	m	138	寺西仮置場																																					
高密度ポリエチレン管継手	φ400	個	34	寺西仮置場																																					
鋼矢板	Ⅲ型、L=8.0m	枚	12	R6年度施工																																					
2. 引渡し場所	上記備考欄に記載の場所で引渡しを行う。																																								
3. 引渡し時期	監督職員と打合せのうえ決定するものとする。																																								
4. 引渡し方法	引渡し及び引渡し場所から工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。																																								
第8章 工事用電力	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。																																								
第9章 工事用材料																																									
1. 規格及び品質	本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン(RC-40) JIS A 5001に準拠する。 2) 鋼 材 鉄筋(異形棒鋼) JIS G 3112																																								



項 目	内 容																														
	<table border="1" data-bbox="580 237 1434 909"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>提 出 物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土類、砕石類</td><td>試験成績書</td></tr> <tr><td>生コンクリート</td><td>配合計画書</td></tr> <tr><td>鉄筋</td><td>試験成績書、カタログ</td></tr> <tr><td>鋼材類</td><td>試験成績書</td></tr> <tr><td>管類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> <tr><td>コンクリート二次製品</td><td>承認図、構造計算書、試験成績書</td></tr> <tr><td>目地材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> <tr><td>暗渠排水材</td><td>カタログ</td></tr> <tr><td>防護柵類</td><td>カタログ</td></tr> <tr><td>シート類</td><td>カタログ</td></tr> <tr><td>アスファルト混合物</td><td>配合計画書</td></tr> <tr><td>流動化処理土</td><td>配合計画書</td></tr> <tr><td>土質改良材</td><td>カタログ</td></tr> <tr><td>鋼製柵</td><td>承認図</td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	提 出 物	土類、砕石類	試験成績書	生コンクリート	配合計画書	鉄筋	試験成績書、カタログ	鋼材類	試験成績書	管類	カタログ、試験成績書	コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、試験成績書	目地材	カタログ、試験成績書	暗渠排水材	カタログ	防護柵類	カタログ	シート類	カタログ	アスファルト混合物	配合計画書	流動化処理土	配合計画書	土質改良材	カタログ	鋼製柵	承認図
材 料 名	提 出 物																														
土類、砕石類	試験成績書																														
生コンクリート	配合計画書																														
鉄筋	試験成績書、カタログ																														
鋼材類	試験成績書																														
管類	カタログ、試験成績書																														
コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、試験成績書																														
目地材	カタログ、試験成績書																														
暗渠排水材	カタログ																														
防護柵類	カタログ																														
シート類	カタログ																														
アスファルト混合物	配合計画書																														
流動化処理土	配合計画書																														
土質改良材	カタログ																														
鋼製柵	承認図																														
<p>3. 監督職員の検査又は試験</p>	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <p>ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。</p> <p>なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="544 1171 1434 1384"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th> <th>検 査 ・ 試 験 項 目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管類・鉄鋼材類</td> <td>外観、形状、寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td> <td>外観、形状、寸法</td> <td>現場搬入時</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>スランプ、圧縮強度試験、 空気量、塩化物含有量</td> <td>現場搬入時又は プラント</td> </tr> </tbody> </table>	材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考	管類・鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時	生コンクリート	スランプ、圧縮強度試験、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時又は プラント																		
材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考																													
管類・鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時																													
コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																													
生コンクリート	スランプ、圧縮強度試験、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時又は プラント																													
<p>第10章 施 工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 基準点</p> <p>(2) 検測又は確認 (施工段階確認)</p>	<p>1) 本工事の基準点は、設計図書に示す基Ⅲ-13 (EL=32.157m) 及び三級基準点10A24 (EL=31.327m) を使用しなければならない。</p> <p>なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。</p> <p>2) 基準点及び境界杭等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p> <p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。</p> <p>ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。</p>																														

項 目	内 容																																	
	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象																														
(3) 中間技術検査	プレキャストL形水路、ボックス水路	幅、基準高さ	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1箇所	○																														
	副水路	基準高さ	初期施工段階で1箇所	○																														
	コンクリート工	幅、厚さ、基準高さ	初期施工段階で1箇所	○																														
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1スパン目施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○																														
	<p>1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。</p> <p>2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。</p> <p>5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>																																	
2. 再生資源等の利用	<p>1) 再生資源の利用</p> <p>受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td> <td>再生密粒度アスコン(13)</td> <td>舗装工</td> </tr> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>RC-40</td> <td>路盤工</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守しなければならない。</p>				資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工	再生クラッシュラン	RC-40	路盤工																					
資 材 名	規 格	備 考																																
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工																																
再生クラッシュラン	RC-40	路盤工																																
3. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用</p> <p>受注者は本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等について監督職員と協議しなければならない。</p> <p>なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。</p> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、下表に記載されていない建設資材廃棄物が本現場内で発生した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処理施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入時間</th> <th>事業区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋 コンクリート塊</td> <td>春是産業(株)</td> <td>愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 コンクリート塊</td> <td>春是産業(株)</td> <td>愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>アスファルト塊</td> <td>春是産業(株)</td> <td>愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1</td> <td>8:00～ 16:30</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>(株)神谷商会リサイクルセンター</td> <td>愛知県弥富市東末広9-59</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>サンコーリサイクル(株)</td> <td>愛知県東海市浅山3-190</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>再資源化 施設業者</td> </tr> </tbody> </table>				建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	無筋 コンクリート塊	春是産業(株)	愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	鉄筋 コンクリート塊	春是産業(株)	愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	アスファルト塊	春是産業(株)	愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者	廃プラスチック	(株)神谷商会リサイクルセンター	愛知県弥富市東末広9-59	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者	汚泥	サンコーリサイクル(株)	愛知県東海市浅山3-190	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																														
無筋 コンクリート塊	春是産業(株)	愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																														
鉄筋 コンクリート塊	春是産業(株)	愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																														
アスファルト塊	春是産業(株)	愛知県犬山市宇佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																														
廃プラスチック	(株)神谷商会リサイクルセンター	愛知県弥富市東末広9-59	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																														
汚泥	サンコーリサイクル(株)	愛知県東海市浅山3-190	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																														

項 目	内 容																					
<p>4. 特定建設資材の分別解体等</p>	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="587 300 1442 846"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 300 644 336">工 程</th> <th data-bbox="644 300 1082 336">作 業 内 容</th> <th data-bbox="1082 300 1442 336">分 解 解 体 等 の 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 336 644 425">①仮設</td> <td data-bbox="644 336 1082 425">仮設工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="1082 336 1442 425">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 425 644 515">②土工</td> <td data-bbox="644 425 1082 515">土工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="1082 425 1442 515">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 515 644 604">③基礎工</td> <td data-bbox="644 515 1082 604">基礎工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="1082 515 1442 604">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 604 644 694">④本体構造</td> <td data-bbox="644 604 1082 694">本体構造の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="1082 604 1442 694">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 694 644 784">⑤本体付属品</td> <td data-bbox="644 694 1082 784">本体付属品の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="1082 694 1442 784">□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 784 644 846">⑥その他 (構造物撤去工)</td> <td data-bbox="644 784 1082 846">その他の工事 ■有 □無</td> <td data-bbox="1082 784 1442 846">□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ■が該当部分である。</p>	工 程	作 業 内 容	分 解 解 体 等 の 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
工 程	作 業 内 容	分 解 解 体 等 の 方 法																				
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
③基礎工	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																				
<p>5. 土 工</p> <p>(1) 掘削</p> <p>(2) 埋戻及び盛土</p>	<p>1) 掘削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。</p> <p>2) 掘削に当たっては、過掘のないように留意して施工するものとする。 なお、過掘となった場合は良質土を用いて(2)に準じて埋め戻さなければならない。</p> <p>3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。</p> <p>4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1) 埋戻及び盛土の材料は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。 なお、掘削土が埋戻及び盛土の材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度となるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう人力(振動コンパクタ等)により、締固めなければならない。</p> <p>4) コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械(ハンドガイド式振動ローラ等)により、締固めなければならない。</p> <p>5) コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力(振動コンパクタ等)により締固めなければならない。</p> <p>6) コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15t以下の締固め機械(振動ローラ・ブルドーザ等)により、締固めなければならない。</p>																					

項 目	内 容												
6. コンクリート構物 基礎工	<p>1) コンクリート構造物における基礎地盤の支持力は、下表に示すとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="564 264 1439 392"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 264 699 297">工 種</th> <th data-bbox="699 264 986 297">規 格</th> <th data-bbox="986 264 1177 297">支持力</th> <th data-bbox="1177 264 1439 297">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 297 699 342">水路工</td> <td data-bbox="699 297 986 342">プレキャストL形水路</td> <td data-bbox="986 297 1177 342">39.6kN/m<sup>2</sup></td> <td data-bbox="1177 297 1439 342"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 342 699 387">付帯工</td> <td data-bbox="699 342 986 387">副水路</td> <td data-bbox="986 342 1177 387">118.1kN/m<sup>2</sup></td> <td data-bbox="1177 342 1439 387"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 基礎工の施工に当たっては、施工前の基礎地盤の支持力を平板載荷試験により、上表の区間毎に1箇所確認し監督職員に報告するものとする。  なお、試験場所については、監督職員の指示する場所とし、基礎地盤の支持力が上表に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	工 種	規 格	支持力	備 考	水路工	プレキャストL形水路	39.6kN/m <sup>2</sup>		付帯工	副水路	118.1kN/m <sup>2</sup>	
工 種	規 格	支持力	備 考										
水路工	プレキャストL形水路	39.6kN/m <sup>2</sup>											
付帯工	副水路	118.1kN/m <sup>2</sup>											
7. 既設構造物取壊し	<p>1) 既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) コンクリート及びアスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として適切に処理するものとする。  また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。</p>												
8. 二次製品据付工	<p>プレキャストL形水路は、設計図面に示す下流施工ヤードにて荷卸しを行いクレーンによる据付けを基本とする。  副水路（プレキャストボックスカルバート）はリフト台車による据付けを基本とする。  なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。</p>												
9. 復旧工	<p>1) 第6章 工事用地等の復旧は次により行わなければならない。  ①工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2) 既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。  ①撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。  ②復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>												
10. 道路復旧工 (1) アスファルト舗装工  (2) 路盤工	<p>1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。  なお、表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120L/100m<sup>2</sup>以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。</p> <p>2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により再生アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種により締固めを行わなければならない。</p> <p>3) 道路復旧については、設計図書のとおりとするが、関係機関との調整によって、復旧範囲及び舗装構成の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>路盤は、施工条件に合った敷均し機械により再生クラッシュラン</p>												

項 目	内 容
<p>(3) 路床工</p> <p>11. 暫定取付工</p>	<p>(RC-40) の敷均しを行い、施工条件に合った機種により最大乾燥密度の93%以上となるよう締固めなければならない。なお、道路管理者から別途指定がある場合は、監督職員から指示する。</p> <p>1) 路盤下面から1mの部分については、路床として施工を行うものとする。</p> <p>2) 路床は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、一層仕上がり厚さが20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種により最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>3) 転圧機種の条件は、「同章施工5. 土工(2) 埋戻及び盛土」によるものとする。</p> <p>暫定取付工は、設計図面に示すとおり考えているが、流水の乱れ等が発生しないよう、丁寧に擦り付けを行うものとする。</p>
<p>第11章 施工管理</p>	
<p>1. 主任技術者等の資格</p>	<p>主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。</p>
<p>2. 施工管理</p>	<p>本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。</p>
<p>3. 工事写真における 黑板情報の電子化について</p>	<p>黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p>
<p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p>	<p>受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p>
<p>(2) 機器等の導入</p>	<p>1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p>
<p>(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い</p>	<p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。</p> <p>なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化</p>

項 目	内 容
(4) 写真の納品	<p>写真データの作成要領（案）6「写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL (<a href="https://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html">https://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p>
(5) 費用	<p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p>
4. 工事現場等における遠隔確認について	<p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teams である。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>
第12章 情報化施工技術の活用について	
1. 適用	<p>本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。</p>
2. 協議・報告	<p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p>
3. 使用する機器・ソフトウェア	<p>情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要なデータは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。</p>

項 目	内 容						
4. 貸与資料	<p>3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。</p> <p>なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="587 454 1406 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 454 683 495"></th> <th data-bbox="683 454 1406 495">貸与資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 495 683 577">1</td> <td data-bbox="683 495 1406 577">新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保一色工区補足設計業務 報告書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 577 683 651">2</td> <td data-bbox="683 577 1406 651">図面のCADデータ</td> </tr> </tbody> </table>		貸与資料	1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保一色工区補足設計業務 報告書	2	図面のCADデータ
	貸与資料						
1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧久保一色工区補足設計業務 報告書						
2	図面のCADデータ						
5. 確認及び検査	<p>受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。</p>						
6. 電子納品	<p>受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。</p>						
7. 情報化施工技術の活用 に要する費用	<p>1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。</p> <p>また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p>						
第13章 条件変更の補足 説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土質・地質に著しい相違があった場合</li> <li>2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合</li> <li>3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合</li> <li>4) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合</li> <li>5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合</li> <li>6) 遠隔確認の活用を行う場合</li> <li>7) その他、本仕様書に定めのないもの</li> </ol>						
第14章 その他 1. 契約後VE提案	<p>1) 定義</p> <p>「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>2) VE提案の意義及び範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① VE提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。</li> <li>② ただし、次の提案はVE提案の範囲に含めないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 施工方法等を除く、工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</li> </ul> </li> </ol>						

項 目	内 容
	<p>イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案</p> <p>ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>3) VE提案書の提出</p> <p>① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由</p> <p>イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）</p> <p>ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項</p> <p>カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より原則として当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4) VE提案の採否等</p> <p>① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。</p> <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用</p>

項 目	内 容
	<p>発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在          発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p>
2. 電子納品	<p>工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副2部</li> <li>・工事完成図書の出力 1部            （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</li> </ul>
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	<p>工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができるものとする。</p>
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	<p>本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。</p> <p>また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。</p>
5. 配置予定監理技術者等の専任期間	<p>請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。</p> <p>また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。</p> <p>なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。</p>
6. ワンデーレスポンス実施に関する事項	<p>「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。</p> <p>ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日に回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。</p>
7. 工事の施工効率向	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するの</p>

項 目	内 容
上対策	<p>で、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）  工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。  なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>2) 工事円滑化会議（工程確認会議）  工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。  なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>3) 設計変更確認会議  工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。  なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>4) 対策検討会議  工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。  なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。</p> <p>5) 建設コンサルタントの出席  上記7. 1)、2)、3)及び4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。  なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。</p> <p>6) 打合せ内容の確認  工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>
8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	<p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。</p>

項 目	内 容		
<p>9. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について</p> <p>10. 現場環境の改善の試行</p>	資 材 名	規 格	調達地域等
	敷鉄板	t=22	小牧市
	鋼矢板	Ⅲ型	小牧市
<p>9. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について</p>	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p>営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費          労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p>		
<p>10. 現場環境の改善の試行</p>	<p>本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>1) 内容</p> <p>受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。</p> <p>ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める機能】</p> <p>ア 洋式（洋風）便器          イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）          ウ 臭い逆流防止機能</p>		

項 目	内 容
11. 現場環境改善費	<p>エ 容易に開かない施錠機能  オ 照明設備  カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】  キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示  ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫  ケ サニタリーボックス  コ 鍵と手洗器  サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】  シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）  ス 擬音装置（機能を含む）  セ 着替え台  ソ 臭気対策機能の多重化  タ 室内温度の調整が可能な設備  チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p> <p>2) 快適トイレに要する費用  快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。  受注者は、上記1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。</p> <p>【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。  なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。  また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で見積できるものとする。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p>
	<p>1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。  ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。  なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を</p>

項 目	内 容										
	<p>監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="587 230 1417 1254"> <thead> <tr> <th data-bbox="587 230 767 268">計上項目</th> <th data-bbox="767 230 1417 268">実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="587 268 767 488">仮設備関係</td> <td data-bbox="767 268 1417 488">           ①用水・電力等の供給設備            ②緑化・花壇            ③ライトアップ施設            ④見学路及び椅子の設置            ⑤昇降設備の充実            ⑥環境負荷の低減         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 488 767 707">営繕関係</td> <td data-bbox="767 488 1417 707">           ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）            ②労働宿舍の快適化            ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室）            ④現場休憩所の快適化            ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 707 767 853">安全関係</td> <td data-bbox="767 707 1417 853">           ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）            ②盗難防止対策（警報機等）            ③避暑（熱中症予防）・防寒対策         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="587 853 767 1254">地域連携</td> <td data-bbox="767 853 1417 1254">           ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む）            ②完成予想図            ③工法説明図            ④工事工程表            ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）            ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む）            ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営            ⑧パンフレット・工法説明ビデオ            ⑨社会貢献         </td> </tr> </tbody> </table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策										
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献										
<p>12. 週休2日による施工</p>	<p>1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日</p>										

項 目	内 容										
	<p>数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。          なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。</p> <p>①補正係数</p> <table border="1" data-bbox="582 1064 1305 1281"> <thead> <tr> <th data-bbox="582 1064 847 1131"></th> <th data-bbox="847 1064 1305 1131">4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="582 1131 847 1167">労務費</td> <td data-bbox="847 1131 1305 1167">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1167 847 1202">機械経費(賃料)</td> <td data-bbox="847 1167 1305 1202">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1202 847 1238">共通仮設費(率分)</td> <td data-bbox="847 1202 1305 1238">1.02</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1238 847 1281">現場管理費(率分)</td> <td data-bbox="847 1238 1305 1281">1.05</td> </tr> </tbody> </table> <p>②補正方法</p> <p>当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①の補正係数による補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下現場閉所率28.5%(8日/28日)現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。</p> <p>6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p>		4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)	労務費	1.02	機械経費(賃料)	1.02	共通仮設費(率分)	1.02	現場管理費(率分)	1.05
	4週8休以上 (現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)										
労務費	1.02										
機械経費(賃料)	1.02										
共通仮設費(率分)	1.02										
現場管理費(率分)	1.05										

項 目	内 容		
	名称	区分	補正係数 4週8休以上
13. 週休2日制の促進	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
		撤去	1.02
	道路標識設置工	設置	1.00
		撤去 移設	1.02
	法面工		1.01
	区画線工		1.02
	排水構造物工		1.02
	構造物とりこわし工	機械	1.02
		人力	1.02
		<p>1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評価において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。</p> <p>2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。</p> <p>① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。</p> </div> <p>② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。</p> <p>○監督職員用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 休日の確保を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕</p> </div> <p>○事業（務）所長用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕</p> </div> <p>③ 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。</p>	

項 目	内 容
<p>14. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について</p>	<p>○事業（務）所長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> その他〔理由：現場閉所による月単位週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 </div> <p>3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。</p> <p>1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加點評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。</p> <p>○事業（務）所長</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 <input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 <input type="checkbox"/> 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。 </div>
<p>15. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について</p>	<p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>
<p>16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正</p>	<p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。</p> <p>②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <math display="block">\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}</math> </div> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所の気温又は環境省を公表している観測地点の暑さ指数（WBG</p>

項 目	内 容
	<p>T) を用いることを標準とする。なお、WBG Tを用いる場合は、WBG Tが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p> <p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}</math> </div> <p>※補正係数：1.2</p>
<p>17. 1日未満で完了する作業の積算</p>	<p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>
<p>18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について</p>	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した</p>

項 目	内 容
<p>第15章 公共事業関係 調査に対する協 力</p>	<p>額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7）発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>8）疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。</p> <p><u>1）歩掛調査</u>  <u>本工事の実施に伴い、次の工種の歩掛調査を実施するものとする。</u>  <u>なお、調査要領等については、監督職員の指示によるものとする。</u>  <u>また、調査票は調査終了後速やかに監督職員に提出するものとする。</u>  <u>「施工合理化調査」</u>  <u>2-②-3 土砂等運搬</u></p> <p><u>2）間接工事費等諸経費動向調査</u>  <u>本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。</u>  <u>調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。</u></p>
<p>第16章 定めなき事項</p>	<p>この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

※下線部は変更箇所